

市営住宅建替事業に伴う住替えにおける単身世帯が入居することのできる市営住宅の規模の見直しについて

1. 現行

単身世帯の市営住宅への入居は、その規模が2K、2DK、1LDKでかつ、住戸専用面積が55㎡未満と定められている。(市営住宅条例施行規則第3条第2項)

2. 問題点について

現在、柏陽・恵央団地建替事業を進めているが、入居者の高齢化の進行に伴い、単身世帯が増えている。既存団地へ移転を希望する入居者も、移転先となる単身用の空家が少なく、移転先も限られることから、移転が思うように進まない状況となっており、その対応が求められている。

3. 見直し案

このことから、恵庭市市営住宅条例施行規則及び恵庭市営住宅建替事業等実施要綱を改正し、建替事業に伴う住替えに限り、単身世帯の入居要件の規模について、住戸専用面積を問わず、3DKへの入居も可とし、単身世帯の移転先の選択肢を増やし、移転を促進することにより、建替事業の推進を図る。